

自動販売機設置に係る名古屋市有地及び
建物の一時貸付

【一般競争入札（郵送方式）】

（別冊） 物件説明書

（令和 7 年 1 月 21 日公告）

瑞穂福祉会館・児童館、熱田福祉会館・児童館
守山福祉会館・児童館、緑福祉会館・児童館
名東福祉会館・児童館、天白福祉会館・児童館
南児童館、笠寺福祉会館、とだがわこどもランド

名 古 屋 市

この物件説明書と別冊で入札案内書があります。

この物件説明書は、「自動販売機設置に係る名古屋市有地及び建物の一時貸付（瑞穂福祉会館・児童館、熱田福祉会館・児童館、守山福祉会館・児童館、緑福祉会館・児童館、名東福祉会館・児童館、天白福祉会館・児童館、南児童館、笠寺福祉会館、とだがわこどもランド）」の仕様について記載するものです。入札の手続きについては、必ず「入札説明書」をよくお読みください。

仕様は、「共通仕様書」と、物件ごとの「物件別特記仕様書」に分かれています。「共通仕様書」と、入札参加を希望する物件の「物件別特記仕様書」の両方を、必ず確認のうえ、入札参加いただけますようお願いいたします。

【目次】

共通仕様書（清涼飲料水（及び衛生用品））	P 1～ 3
物件別特記仕様書「物件番号 1～8（福祉会館・児童館）」	P 4～11
物件別特記仕様書「物件番号 9～15（とだがわこどもランド）」	P 12～16

共通仕様書（清涼飲料水（及び衛生用品）・氷菓）

名古屋市を貸付人とし、公有財産借受人（自動販売機設置事業者）を借受人とする。なお、この仕様書（共通）のほか、あわせて物件別特記仕様書にも従うものとする。

1 自動販売機の機種、設置及び撤去の条件

- (1) 自動販売機本体の大きさは、物件別特記仕様書に定める設置スペース内に設置できるものとし、重量は約600kg以下とする。
- (2) 機種は、ヒートポンプ型省電力タイプやノンフロン対応など環境に十分配慮した環境対応型の機種とすること。
- (3) 新旧1,000円紙幣、新旧500円硬貨、100円硬貨、50円硬貨及び10円硬貨が使用できる機種とすること。なお、新紙幣、新硬貨が発行された場合は利用者に不都合や不便が生じないよう適切に対応すること。
- (4) 自動販売機及び付帯電気設備の設置及び契約満了時の撤去に係る費用については、借受人の負担とする。なお、特に新規に設置する物件において、物件別特記仕様書に新たな電気工事を必要とする記載のあるものは、工事の施工方法及び可否について貸付人及び施設管理者と十分に打合せを行い、工事後に貸付人及び施設管理者の確認を受けること。
- (5) 自動販売機の設置にあたっては、耐震対策を施すこと。その際、できる限り施設躯体に負担がかからない方法で設置すること。また、据付面を十分に確認したうえで安全に設置すること。
- (6) 設置は貸付人と協議のうえ、原則令和 7 年 4 月1 日以降に行うものとする。なお、営業開始が令和 7 年 4 月 2 日以降となった場合においても借受人は貸付料の減免または返還を求めることはできない。
- (7) 電気料金については借受人の負担とし、電気使用量を計測するためのメーターないし子メーターを、借受人の負担により設置すること。なお、電気料金については、借受人が設置したメーターないし子メーターの指示値により計算した電気使用量を元に、施設管理者が積算するものとし、施設管理者が指定する期限までに全額納付すること。
- (8) 自動販売機に併設して、販売する飲料の容器の種類に応じた使用済み容器の回収ボックスを必要数設置すること。なお、回収ボックス設置面積は貸付面積に含めるものとする。（ただし、物件番号10～12を除く。）
- (9) 自動販売機の故障、問合せ及び苦情の際の借受人の連絡先を自動販売機に明記すること。
- (10) 借受人は、自動販売機を撤去したときは、借受人の責任と負担のもとに現状復旧を行い、貸付人の確認を受けること。

2 販売品目の条件

- (1) 酒・タバコの販売を行わないこと。
- (2) 販売価格は、標準販売価格以下とすること。
- (3) 販売品目については、物件別特記仕様書に指定がある場合は、その指定に従うこと。指定が無い場合は、缶、ペットボトルとし、密閉式の容器とすること。

- (4) 商品の具体的な構成については、物件別特記仕様書による他、貸付人との協議によること。

3 維持管理責任

- (1) 貸付人は、当該自動販売機及び付帯の電気設備等にかかる維持管理は一切行わず、借受人の責任により維持管理するものとする。
- (2) 借受人は商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理を適切に行うこと。また、商品の賞味期限に十分注意するとともに、衛生管理及び感染症対策は、関係法令等を遵守し、徹底を図ること。
- (3) 光熱水費については、借受人の負担とする。
- (4) 借受人は、回収ボックスの使用済み容器を適切に回収・リサイクルし、周辺の清掃を行うこと。販売品の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、貸付人の指示に従うこと。
- (5) 借受人は、自動販売機の維持管理運営にあたり、関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞無く手続き等を行うこと。
- (6) 借受人は、自動販売機設置後、定期的に安全面に問題がないか確認すること。
- (7) 自動販売機の故障、問合せ並びに苦情については、自動販売機に故障時等の連絡先を明記し、借受人の責任において対応すること。
- (8) 自動販売機の設置によって、第三者に生じた事故が、貸付人の責に帰さない事由による場合は、借受人が補償すること。
- (9) 借受人は、機種の変更を行う場合は、予め貸付人に申し出たうえで、貸付人の承諾を受けなければならない。
- (10) 貸付人は、貸付人の責によることが明らかな場合を除き、当該自動販売機に係る、盗難事故や破損事故等に関しては、その一切の責任を負わないこととする。また、借受人は自動販売機が毀損、汚損又は紛失したときは、速やかに復旧することとし、復旧にかかる経費は借受人が負担すること。

4 妨害又は不当要求に対する届出義務

- (1) 借受人は、契約の履行に当って、暴力団又は暴力団員等から妨害(不法な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。)又は不当要求(金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。)を受けた場合は、市へ報告し、警察へ被害届を提出しなければならない。
- (2) 借受人が(1)に規定する妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、前項の報告又は被害届の提出を行わなかった場合は、競争入札による契約又は随意契約の相手方としない措置を講じることがある。

5 その他

- (1) 借受人は貸付人に、自動販売機設置前に、設置しようとする機器(回収ボックスを含む。)のカタログ及び配置図を提出すること。

(2) 借受人は、貸付人に、設置した自動販売機にかかる月別販売数量及び月別販売金額について、貸付人が別に定める様式により、設置場所ごとに報告すること。

なお、報告内容については、今後の入札において販売実績として公表することがある。

(3) この仕様書、物件別特記仕様書及び公有財産一時使用契約書に定める事柄のほかに協議すべき事項が生じた場合は、その都度貸付人借受人協議のうえ定めるものとする。

物件別特記仕様書（物件番号 1～8）

施設名称:瑞穂福祉会館・児童館、熱田福祉会館・児童館、
守山福祉会館・児童館、緑福祉会館・児童館
名東福祉会館・児童館、天白福祉会館・児童館、
南児童館、笠寺福祉会館

名古屋市を貸付人とし、公有財産借受人（自動販売機設置事業者）を借受人とする。

1. 自動販売機設置場所

物件 番号	種類	施設名称	設置場所	貸付面積	設置 台数
1	清涼 飲料水	瑞穂福祉会館・ 児童館	瑞穂区萩山町1丁目22番地 両館共通出入口付近	2.0 m ² (幅2m×奥行1m)	1台
2	清涼 飲料水	熱田福祉会館・ 児童館	熱田区四番二丁目10番10 両館共通出入口付近	1.13 m ² (うち、自動販売機 幅1.1m×奥行0.8m)	1台
3	清涼 飲料水	守山福祉会館・ 児童館	守山区小幡一丁目3番15号 両館共通出入口付近	1.13 m ² (うち、自動販売機 幅1.1m×奥行0.8m)	1台
4	清涼 飲料水	緑福祉会館・ 児童館	緑区相原郷二丁目701番地 両館出入口付近	2.0 m ² (幅2m×奥行1m)	1台
5	清涼 飲料水	名東福祉会館・ 児童館	名東区亀の井二丁目201番地 福祉会館出入口付近	2.0 m ² (幅2m×奥行1m)	1台
6	清涼 飲料水	天白福祉会館・ 児童館	天白区池場五丁目1801番地 福祉会館出入口付近	2.0 m ² (幅2m×奥行1m)	1台
7	清涼 飲料水	南児童館	南区東又兵ヱ町3丁目35番地 の1 出入口付近	2.0m ² (幅2m×奥行1m)	1台
8	清涼 飲料水	笠寺福祉会館	名古屋市南区白雲町57番地 出入口付近	2.0m ² (幅2m×奥行1m)	1台

※ 詳細は＜設置場所詳細図＞を参照して下さい。

※ 各施設内に設置する自動販売機は、今回入札を行う1台のみで、他の自動販売機は設置していません。

※ この物件の貸付期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までです。貸付期間の更新については、令和7年4月1日から5年間を限度（最大令和12年3月31日まで）とします。
なお、緑福祉会館・児童館の更新については、3年間を限度（最大令和10年3月31日まで）、

名東福祉会館・児童館、笠寺福祉会館については2年間を限度（最大令和9年3月31日まで）とします。

2. 契約担当課及び施設担当課

（契約及び施設担当課）

健康福祉局高齢福祉部高齢福祉課 電話 972-2542

子ども青少年局子ども未来企画部青少年家庭課 電話 972-3257

（施設管理者）

瑞穂福祉会館・児童館 福祉会館長

熱田福祉会館・児童館 福祉会館長

守山福祉会館・児童館 福祉会館長

緑福祉会館・児童館 福祉会館長

名東福祉会館・児童館 福祉会館長

天白福祉会館・児童館 福祉会館長

南児童館 児童館長

笠寺福祉会館 福祉会館長

《お問い合わせ先について》

お問い合わせ内容	お問い合わせ先
入札全般に関する事	上記契約担当課及び施設担当課
物件別特記仕様書及び契約に関する事	
施設の設置場所の状況等に関する事	上記施設管理者

3. 自動販売機設置台数

各1台ずつ

4. 特記仕様

- (1) 電子マネー「マナカ」による支払いが名古屋市交通局加盟店として可能になるよう対応すること。電子マネー対応に伴う機械の改修費用及び契約にかかる諸費用等は、すべて借受人の負担とする。また、マナカ加盟店標識ステッカーを自動販売機本体に貼付すること。

※手続き、対応条件等については、名古屋市交通局営業課（TEL：052-972-3927、FAX：052-972-3817）へあらかじめお問い合わせください。

- (2) (1)について、貸付面積内にて設置可能な自動販売機の機能として、電子マネー対応が困難な場合は除く。

- (3) 設置に必要な電気工事を、電気関係法令に従い、下記に定める施行内容に基づき借受人が施行すること。

なお、貸付期間満了後は貸付人が認める場合を除き、現状回復のうえ借受人が撤去するものとし、貸付人に対し有益費等の請求はできない。

＜施行内容＞

- ア 給電は単独引込もしくは既設分電盤より電源をとり、自動販売機の直近に漏電遮断機、コンセント、メーターもしくは子メーターを設置すること。
- イ 引込施設は原則、貸付面積内に設置すること。
- ウ 配線にはすべてEM電線、EMケーブルを使用すること。
- エ 電線は、機器、盤等との接続に丸型端子を使用し、原則として途中接続は行わないこと。
また、圧着端子露出部分には、電線の色別と同等の絶縁チューブで被服すること。
- オ 配線は、合成樹脂管により直線部分は直管を、曲線部分はフレキシブル管を使用して配管すること。その際、直線部分は1.5m間隔で堅ろうに支持すること。
- カ ブレーカー、コンセント、電力量計等の設置には、防雨対策を講ずること。
- キ 施工にあたり発生した廃棄物は関係法令に従い適正な処分を行うこと。
- ク 本工事施工に際しては、既存物等を毀損しないように注意し、損傷を及ぼしたときは借受人の責任において復旧修理又は補償するものとする。
- ケ 工事中に発生した事故等は、一切借受人の責任において解決するものとする。
- コ 廃材等は、全て借受人の責任において処分するものとする。
- サ 関係法令を遵守のうえ施工すること。
- シ 工事の施工にあたっては、作業日程等事前に必ず貸付人の施設担当者及び施設管理者と打ち合わせを行い、福祉会館・児童館の運営に支障のないよう実施すること。高齢者、乳幼児、児童等が利用する施設であるため、必要であれば、柵などで囲う、注意喚起の案内板を設置するなど、安全確保に努め、事故防止対策を徹底すること。
- ス その他工事の詳細については、貸付人の施設担当者と打ち合わせを行いその指示に従うこと。また明記なき事項でも工事施工上、当然措置を必要とする事項又は貸付人の施設担当者指示による些細な変更等については、これを施工すること。

- (4) 自動販売機は調光機能を備えたものとし、施設の開所時間以外は照明を抑えるようにすること。

- (5) 設置する自動販売機の販売品目の中には飲料水、お茶を各一種類以上含むこと。

5. 参考

- (1) 当該施設の職員数（令和6年4月現在）

瑞穂福祉会館	5名	瑞穂児童館	4名	、熱田福祉会館	5名	熱田児童館	4名
守山福祉会館	5名	守山児童館	4名	、緑福祉会館	5名	緑児童館	4名
名東福祉会館	7名	名東児童館	4名	、天白福祉会館	7名	天白児童館	4名

南児童館 4名、笠寺福祉会館 5名

(2) 当該施設の来館者数（令和5年度実績）

熱田福祉会館 約 28,200 名、熱田児童館 約 27,000 名

守山福祉会館 約 16,300 名、守山児童館 約 43,200 名

緑福祉会館 約 30,500 名 緑児童館 約 34,000 名

名東福祉会館 約 18,900 名、名東児童館 約 42,500 名

天白福祉会館 約 19,700 名、天白児童館 約 16,400 名

南児童館 約 18,800 名

笠寺福祉会館 約 27,600 名

(3) 自動販売機契約金額及び販売実績

※ 令和5年度の福祉会館・児童館における平均を提示しています。

※ 記載された内容はあくまで参考であり、本市が今後の自動販売機の売上げや稼働率などを保証するものではありません。

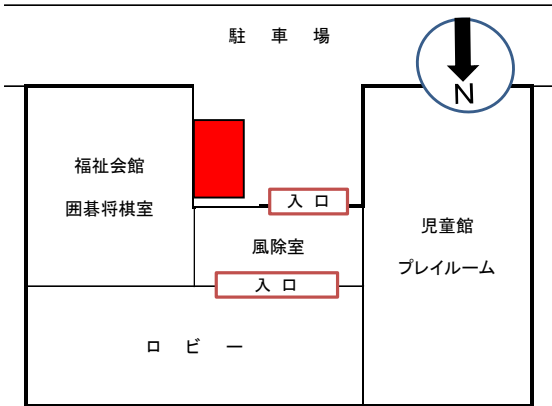
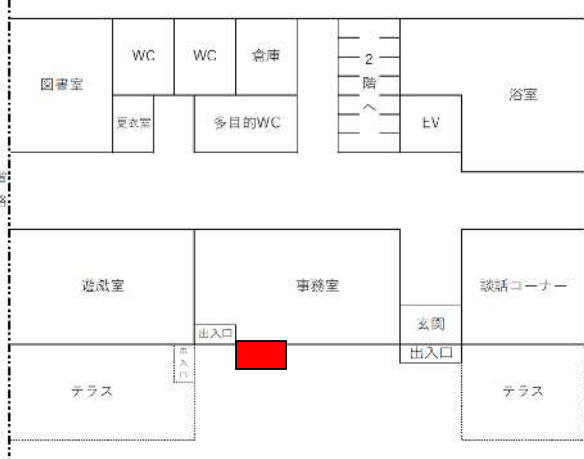
	契約金額（平均）	販売実績（平均）
令和5年度	325,520 円	（年 間） 2,787 本

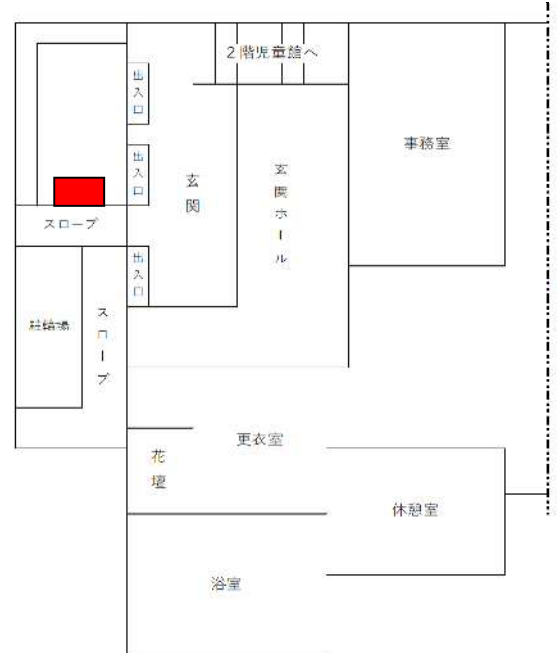
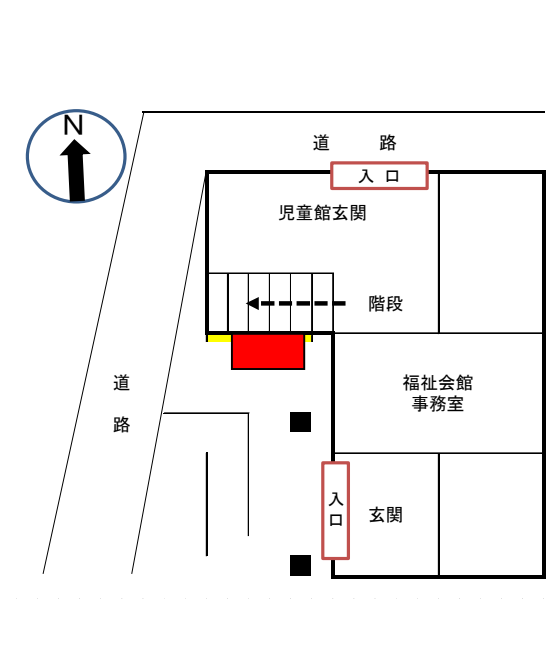
6. 現地確認可能日時

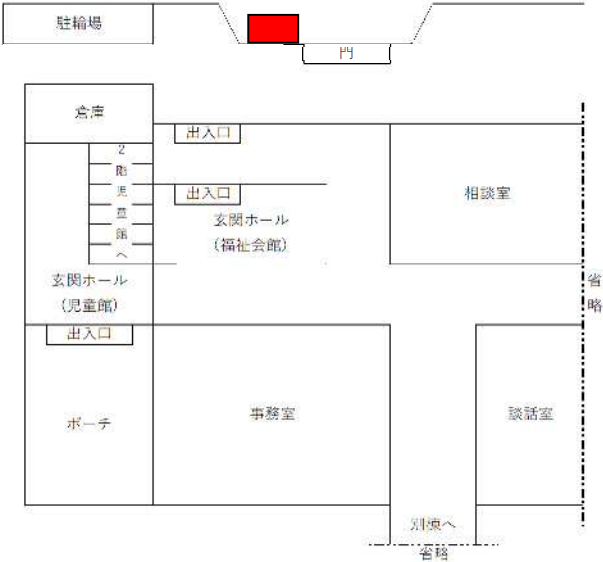
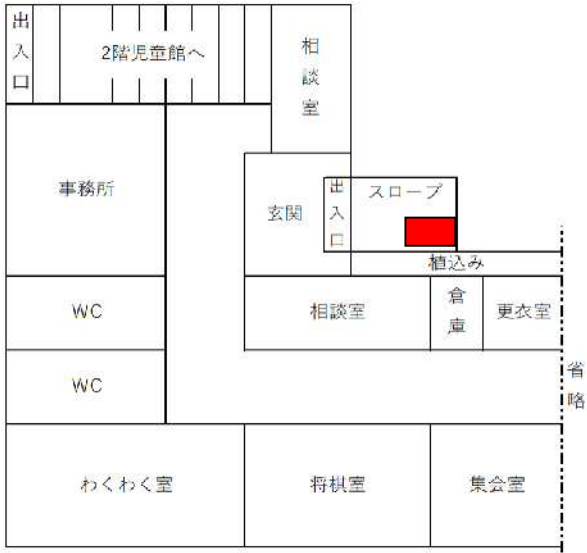
施設の開館日の午前9時から午後4時まで。（施設管理者まで事前に連絡の上お越しください。）

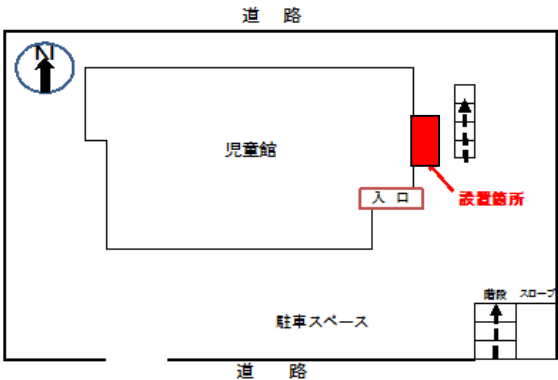
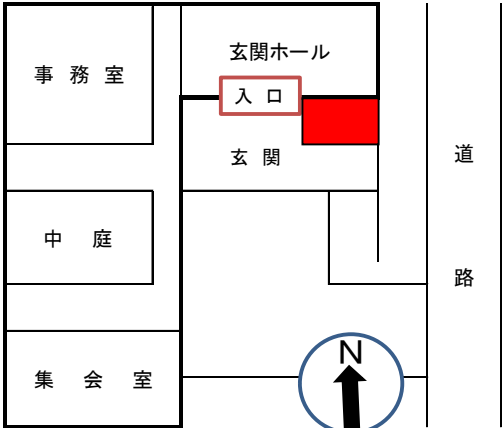
※休館日：（福祉会館）日曜日・国民の祝日・年末年始（12月29日～1月3日）

（児童館）月曜日・国民の祝日・年末年始（12月29日～1月3日）

【物件番号】 1 【種類】 清涼飲料水	【設置場所】 瑞穂福祉会館・児童館（屋外）
【現地案内図】 	【設置場所詳細図】  （備考1）屋外のため、施設利用者以外及び開館時間外も自動販売機を使用できます。 （備考2）出入口の扉の開閉に支障が無いよう、小型の自動販売機が向いています。
【物件番号】 2 【種類】 清涼飲料水	【設置場所】 熱田福祉会館・児童館（屋外）
【現地案内図】 	【設置場所詳細図】  （備考1）屋外のため、施設利用者以外及び開館時間外も自動販売機を使用できます。 （備考2）出入口の扉の開閉に支障が無いよう、小型の自動販売機が向いています。

【物件番号】 3 【種類】 清涼飲料水	【設置場所】 守山福祉会館・児童館（屋外）
【現地案内図】 	【設置場所詳細図】  （備考1）屋外のため、施設利用者以外及び開館時間外も自動販売機を使用できます。
【物件番号】 4 【種類】 清涼飲料水	【設置場所】 緑福祉会館・児童館（屋外）
【現地案内図】 	【設置場所詳細図】 

【物件番号】 5 【種類】 清涼飲料水	【設置場所】 名東福祉会館・児童館（屋外）
【現地案内図】 	【設置場所詳細図】  （備考）道路に面しており、施設利用者以外及び開館時間外も自動販売機を使用できます。
【物件番号】 6 【種類】 清涼飲料水	【設置場所】 天白福祉会館・児童館（屋外）
【現地案内図】 	【設置場所詳細図】  （備考）地面に緩やかな傾斜がありますので、設置方法について、現地を必ずご確認ください。

【物件番号】 7 【種類】 清涼飲料水	【設置場所】 南児童館（屋外）
【現地案内図】 	【設置場所詳細図】 
【物件番号】 8 【種類】 清涼飲料水	【設置場所】 笠寺福祉会館（屋外）
【現地案内図】 	【設置場所詳細図】 

物件別特記仕様書（物件番号 9～15） 施設名称：とだがわこどもランド

名古屋市を貸付人とし、公有財産借受人（自動販売機設置事業者）を借受人とする。

1. 自動販売機設置場所

物件番号	種類	設置場所	貸付面積	設置台数
9	氷菓	港区春田野一丁目3616番地 本館 1 階事務室前	0.80㎡ (幅1.0m×奥行0.8m)	1 台
10	清涼飲料水	港区春田野一丁目3616番地 本館 1 階エントランスホール	0.90㎡ (幅1.0m×奥行0.9m)	1 台
11	清涼飲料水 (災害ベンダー)	港区春田野一丁目3616番地 本館 1 階エントランスホール	1.25㎡ (幅1.25m×奥行1.0m)	1 台
12	清涼飲料水 及び衛生用品	港区春田野一丁目3616番地 本館 1 階エントランスホール	1.25㎡ (幅1.25m×奥行1.0m)	1 台
13	氷菓	港区春田野一丁目3616番地 プレイハウス 1 階	1.25㎡ (幅1.25m×奥行1.0m)	1 台
14	清涼飲料水	港区春田野一丁目3616番地 プレイハウス 1 階	1.25㎡ (幅1.25m×奥行1.0m)	1 台
15	清涼飲料水	港区春田野一丁目3616番地 ゴーカート券売機付近	1.25㎡ (幅1.25m×奥行1.0m)	1 台

※詳細は<設置場所詳細図>を参照してください。

※上記物件の貸付期間の更新については、令和 7年 4月 1日から 5年間を限度(最大令和 12年 3月31日まで)とします。

2. 契約担当課及び施設担当課

子ども青少年局子ども未来企画部青少年家庭課 電話 972-3257

(施設管理者:とだがわこどもランド 電話 304-1500)

《お問い合わせ先について》

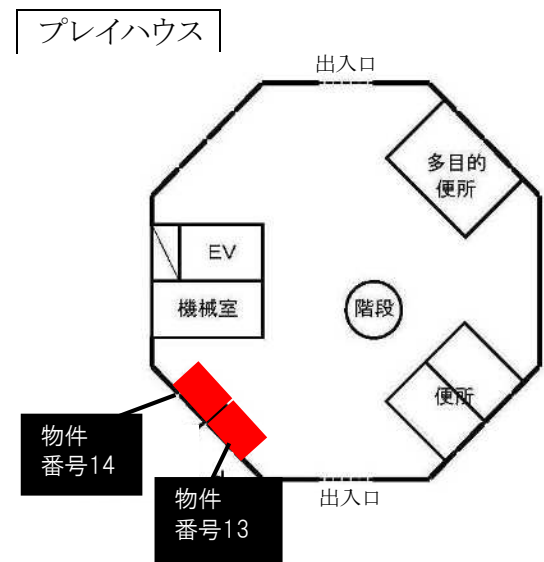
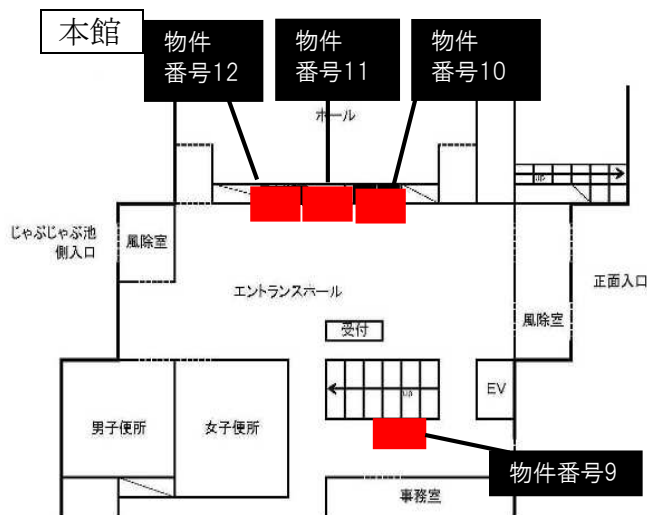
お問い合わせ内容により、お問い合わせ先が異なりますので、ご注意ください。

お問い合わせ内容	お問い合わせ先
入札全般に関すること	上記契約担当課及び施設担当課
物件別特記仕様書及び契約に関すること	
施設の設置場所の状況等に関すること	上記施設管理者

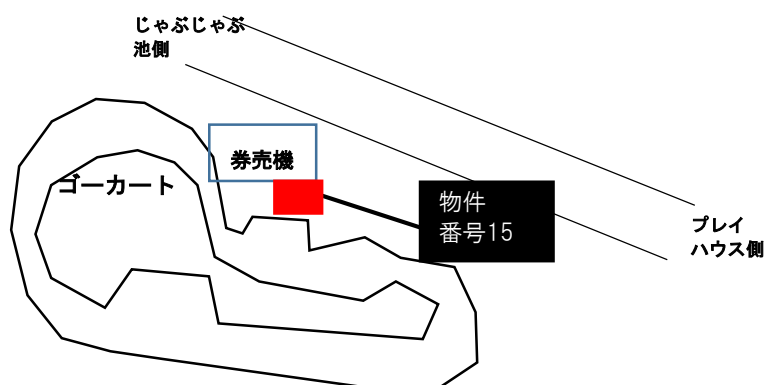
〈現地案内図〉



〈設置場所詳細図〉



ゴーカート付近



3. 特記仕様

- (1) この物件については、7 台のうち、最大 7 台まで希望する台数をそれぞれ入札できる。
- (2) 販売できるものは、物件番号 9 及び 13 については氷菓のみとする。物件番号 10、11、12、14、15 については、瓶入りを除く蓋つきの飲料のみとし、酒の販売は行わないこと。
- (3) 物件番号 12 の衛生用品については、子ども用おむつ（パンツタイプ含む）を小分けし、附属品としてゴミ袋を加えた状態で販売すること。また、利用者の要望があれば、夏季において水遊びパンツの販売も検討することとし、その際は販売方法や販売時期等について施設管理者と調整を行うこと。

※販売方法については、自動販売機で引換券を販売し、事務室で現物と交換する形でも可とする。このとき、施設管理者は、子ども用おむつもしくは水遊びパンツと引換券の交換のみを行うものとし、金銭の授受、問い合わせ対応などその他ことは一切行わない。

※衛生用品のゴミについては持ち帰りを勧奨するよう表記すること。

- (4) 物件番号 11 に設置する機種は災害支援型ベンダーとし、災害時に自動販売機庫内の飲料を無償で開放すること。

ア 災害発生時に、賃貸人が飲料の提供を必要と判断した場合には、賃借人が設置する当該自動販売機内の全ての飲料を災害被害者に対して無償で提供すること。なお、災害発生時には非常用電源を使用し対応すること。

イ 開放する飲料数について、庫内のものに加えて、賃借人は賃貸人との協議のうえで必要に応じた数を随時自動販売機内に無償で追加すること。なお追加数の上限は、3,000 本とする。

ウ 賃借人は追加の要請があった場合は、速やかに輸送体制を整えること。ただし、道路不通及び停電等により供給に支障が生じた場合は、賃貸人との協議により対策を講じるものとする。

エ 賃貸人は、追加の要請を行うときは、提供要請書をもって行うこととする。ただし、緊急を要する場合等では、口頭、電話等により要請できることとし、後日速やかに提供要請書を提出する。

オ 自動販売機内に追加する飲料の種類について、賃借人は賃貸人との協議のうえで決定し追加すること。

カ 上記無償開放時には、開放手段として手動の鍵に加えて、インターネットを用いた遠隔操作が出来ること。

キ 自動販売機には、災害時に情報提供できるように、以下のような電光掲示板を備え付けていること。なお、電光掲示板は横長のものとし、設置箇所は自動販売機の上半分以上の箇所とする。

(ア) 災害時に配信する情報の内容として、地震の際には、地震予測情報や地震発生情報を自動で配信できること。また避難情報や安否確認情報、支援情報などの情報を手動で配信できること。

(イ) 手動配信の方法として、賃貸人の担当者のパソコンあるいは携帯のウェブ・メールを用いて配信できること。

- (ウ) 平常時は、時事ニュースを自動で配信できること。
- ク 災害時にも自動販売機が稼働できるように、非常用電源として2日間程度稼働するバッテリーを備え付けていること。
- ケ 当該自動販売機が災害支援型自動販売機であり、災害時には無償開放を行う旨を明示する看板を上部に設置すること。
- (5) 各種QRコード等のキャッシュレス決済もしくは電子マネー「mana」による支払いが名古屋市交通局加盟店として可能になるよう対応すること。電子マネー対応に伴う機械の改修費用及び契約にかかる諸費用等は、すべて借受人の負担とする。また、mana加盟店標識ステッカーを自動販売機本体に貼付すること。
- ※物件番号9及び13については除きます。
- ※「mana」による手続き、対応条件等については、名古屋市交通局営業課
(TEL:052-972-3927、FAX:052-972-3817)へあらかじめお問い合わせください。
- (6) 自動販売機は調光機能を備えたものとし、施設の開館時間以外は照明を抑えるようにすること。

4. 参考

- (1) 当該施設の職員数 9名(令和6年4月現在)
- (2) 当該施設の来館者数 約44万人(令和5年度実績)
- (3) 令和5年度の自動販売機契約金額及び販売実績

物件番号	9	10	11	12
設置場所 (本館1階)	事務室前	エントランスホール	エントランスホール	エントランスホール
販売種別	氷菓	清涼飲料水	清涼飲料水 (災害ベンダー)	清涼飲料水及び 衛生用品
契約金額	総額84,000円 (月額7,000円)	総額1,050,000円 (月額87,500円)	総額523,872円 (月額43,656円)	総額240,000円 (月額20,000円)
販売実績	4,870個	9,950本	11,523本	5,358本・94枚
物件番号	13	14	15	
設置場所 (本館外)	プレイハウス1階	プレイハウス1階	ゴーカート付近	
販売種別	氷菓	清涼飲料水	清涼飲料水	
契約金額	総額61,200円 (月額5,100円)	総額508,200円 (月額42,350円)	総額562,380円 (月額46,865円)	
販売実績	4,936個	4,996本	4,930本	

なお、記載された内容はあくまで参考であり、本市が今後の自動販売機の売上げや稼働率などを保証するものではありません。

5. 現地確認可能日時

とだがわこどもランド開館日の午前 9 時から午後 5 時まで

(原則として施設職員は対応いたしません。)

※とだがわこどもランドの休館日：月曜日（祝日の場合はその直後の平日）、12 月 29 日
～1 月 3 日

6. その他

電気工事については、既に自動販売機設置予定場所付近にコンセント（125V/15A）が設置されているため、借受人において電気工事費を負担していただく必要はありません。ただし、コンセントの不具合等による工事費は、借受人の負担とします。